

議会改革特別委員会調査報告書

平成 27 年 12 月 1 日

都城市議会議会改革特別委員会

目 次

1 はじめに	p. 1
2 設置目的と委員	p. 1
(1) 設置目的	p. 1
(2) 調査に当たった委員	p. 1
3 審査経過	p. 1
4 調査結果	p. 4
(1) 適正な議員定数について	p. 4
(2) 政務活動費の使途基準の見直しについて	p. 4
(3) 議会基本条例の規定の実現・見直しについて	p. 4
5 結 び	p. 5

参考資料

「都城市議会議員定数条例の制定について」	p. 7
「政務活動費の手引き（案）のポイント」	p. 9
「答申」	p. 10
「政務活動費の手引き」	別 冊
「都城市議会議員立法審議会設置規程（案）」	p. 13
「議員立法審議会の実施フロー図（案）」	p. 17

1 はじめに

本報告書は、平成 26 年 10 月 2 日の本会議において設置された「議会改革特別委員会」での審査の経過と結果を、最終報告としてまとめたものである。

2 設置目的と委員

(1) 設置目的

適正な議員定数、政務活動費の使途基準の見直し及び議会基本条例の規定の実現・見直し等についての調査・検討を行い、議会改革の推進を図ること。

(2) 調査に当たった委員

委 員 長	下 山 隆 史
副委員長	永 田 浩 一
委 員	児 玉 優 一
〃	杉 村 義 秀
〃	西 川 洋 史
〃	永 田 照 明
〃	神 脇 清 照 (平成 27 年 6 月 23 日 ~)
〃	荒 神 稔
〃	大 浦 さとる
〃	江 内 谷 満 義 (平成 26 年 10 月 2 日 ~ 平成 27 年 2 月 26 日)
〃	中 田 悟
〃	三 角 光 洋 (平成 26 年 10 月 2 日 ~ 平成 27 年 6 月 22 日)
〃	小 玉 忠 宏
〃	福 島 勝 郎
〃	畠 中 ゆう子
〃	にれた よしひろ (平成 27 年 2 月 27 日 ~)

3 審査経過

年月日／会議名	内 容
平成 26 年 10 月 2 日 第 1 回特別委員会	1 正・副委員長の互選について
平成 26 年 10 月 16 日 第 2 回特別委員会	1 今後の進め方について ① まずは、「適正な議員定数について」検討することを決定した。 2 市民アンケートについて ① 適正な議員定数に関する市民アンケートについては、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度の「ふれあいアンケート」結果並びに議会報告会での意見等を真摯に受けとめ、今回、改めて、実施しないことを決定した。

年月日／会議名	内 容
平成 26 年 10 月 24 日 第 3 回特別委員会	<p>1 適正な議員定数について</p> <p>① 会派に持ち帰り協議した結果について、意見交換を行った。</p>
平成 26 年 11 月 5 日 第 4 回特別委員会	<p>1 適正な議員定数について</p> <p>① 前回に引き続き、会派に持ち帰り協議した結果について、意見交換を行った。</p> <p>② 委員長が提示した適正な議員定数案とその根拠について、会派に持ち帰り協議した上で、次回検討することを確認した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 適正な議員定数案：29人 根 拠：4常任委員会×7人+議長 </div>
平成 26 年 11 月 14 日 第 5 回特別委員会	<p>1 適正な議員定数について</p> <p>① 適正な議員定数 29 人 = 4 常任委員会 × 7 人 + 議長</p> <p>について、採決の結果、委員長を除く 11 名の委員中、10 名の賛成で決定した。</p> <p>② 29人の根拠は、委員会で活発な討議と厳正な審査を期待できる最少人数である 7 人に、広報広聴委員会を除く常任委員会の 4 つを乗じ、これに公正中立な立場の議長を加えるものであることを、再度確認した。</p>
平成 26 年 11 月 17 日 第 6 回特別委員会	<p>1 適正な議員定数について</p> <p>① 都城市議会議員定数条例案について決定した。</p> <p>② 議長は常任委員会に属さないことが望ましいことを、議会運営委員会へ提言することを決定した。</p>
平成 27 年 2 月 19 日 第 7 回特別委員会	<p>1 都城市議会議員定数条例について</p> <p>① 議会運営委員会の委員会条例等の検討結果の報告を受け、平成 27 年 3 月定例会に上程することを確認した。</p> <p>2 政務活動費の使途基準の見直しについて</p> <p>① 見直し項目について、会派に持ち帰り協議した上で、次回検討することを確認した。</p>
平成 27 年 2 月 27 日 第 8 回特別委員会	<p>1 政務活動費の使途基準の見直しについて</p> <p>① 会派に持ち帰り協議した結果について、意見交換を行った。</p>
平成 27 年 4 月 14 日 第 9 回特別委員会	<p>1 議会基本条例の規定の実現・見直しについて</p> <p>① 政策討論会については、今後、先進地視察も含めて、研究していくことを決定した。</p> <p>② 議員定数及び議員報酬については、本委員会としての審査・調査等は終了したことを確認した。</p> <p>2 政務活動費の使途基準の見直しについて</p> <p>① 運用方針等の方向性が定まった後に、個別・具体的なことを検討していくことを確認した。</p> <p>② 透明性の向上のために、領収書の写しも、開示請求に拠らずとも公開していくことを決定した。</p>

年月日／会議名	内 容
平成 27 年 4 月 24 日 第 10 回特別委員会	<p>1 議会基本条例の規定の実現・見直しについて ① 議会運営委員会への答申案について検討した。</p> <p>2 政務活動費の使途基準の見直しについて ① 按分率について検討した。 ② 領収書の写しの公開方法について、文書閲覧とすることを決定した。</p>
平成 27 年 5 月 8 日 第 11 回特別委員会	<p>1 議会基本条例の規定の実現・見直しについて ① 議会運営委員会への答申案を決定した。</p> <p>2 政務活動費の使途基準の見直しについて ① 通信費について検討した。 ② 備品の定義と図書の購入金額等について検討した。 ③ 費用弁償の原則について検討した。 ④ 市内の調査旅費について、不支給とすることを決定した。</p>
平成 27 年 7 月 7 日 第 12 回特別委員会	<p>1 政務活動費の使途基準の見直しについて ① 同郷人会への参加に係る旅費への政務活動費の充当については、充当不可とすることを決定した。 ② 「要望・陳情活動」について、対象、手段及び目的等について検討した。</p>
平成 27 年 7 月 16 日 ～ 平成 27 年 7 月 17 日 【行政視察】	<p>7 月 16 日：四日市市議会 調査項目：1 議員政策研究会について</p> <p>7 月 17 日：大津市議会 調査項目：1 議会改革について 2 政策検討会議について</p>
平成 27 年 8 月 18 日 第 13 回特別委員会	<p>1 行政視察の成果と議会運営委員会への申し送り事項について ① 申し送り案のとおり申し送ることを決定した。</p> <p>2 政務活動費の使途基準の見直しについて ① 手引き（案）について、会派に持ち帰り協議した上で、次回検討することを確認した。</p>
平成 27 年 9 月 1 日 第 14 回特別委員会	<p>1 政務活動費の使途基準の見直しについて ① 手引き（案）のとおり、議長へ報告することを決定した。</p> <p>2 政策討論会について ① 正・副委員長及び事務局で素案を作成後、具現化に向け検討していくことを確認した。</p>
平成 27 年 10 月 14 日 第 15 回特別委員会	<p>1 政策討論会について ① 『政策討論会』について、「条例の原案の作成に関するこ」とについて討議する場と明確に位置づける『議員立法審議会』とすることを決定した。 ② 議員立法審議会の設置の提案及び賛同の最低基準について、会派に持ち帰り協議した上で、次回検討することを確認した。</p>
平成 27 年 11 月 2 日 第 16 回特別委員会	<p>1 議員立法審議会について ① 議員立法審議会設置規程（案）のとおり決定した。</p>

年月日／会議名	内 容
平成 27 年 11 月 13 日 第 17 回特別委員会	<p>1 議員立法審議会について ① 議員立法審議会設置規程（案）について、議会運営委員会へ答申することを決定した。</p> <p>2 付託事件の終了の確認について ① 付託事件の調査・検討が、すべて終了したことを確認した。</p>

4 調査結果

(1) 適正な議員定数について

類似団体等との比較・分析を含め、慎重に調査・研究を行った結果、現在の定数 34 人から 5 人削減する 29 人が、本市議会における適正な議員定数との結論に至った。

その根拠は、委員会で活発な討議と厳正な審査を期待できる最小人数である 7 人に、広報広聴委員会を除く常任委員会の 4 つを乗じ、これに公正・中立な立場の議長を加えるものである。

また、議長の公正・中立性を明確にするため、都城市議会委員会条例を所管する議会運営委員会に対し、議長が常任委員会に属さないことを、当該条例に規定されるよう提言を行った。

なお、本件については、平成 27 年 3 月定例会にて、本委員会提出議案として「都城市議会議員定数条例」(p. 7 「都城市議会議員定数条例の制定について」参照) を提案するとともに、提言のとおりの所要の改正を行う議会運営委員会提出議案の「都城市議会委員会条例の一部を改正する条例」が、平成 27 年 2 月 26 日、賛成多数で原案のとおり可決された。

(2) 政務活動費の使途基準の見直しについて

政務活動費の運用指針を厳格に検証した上で、「使途基準の明確化」と「透明性の向上」の観点から、鋭意、調査・研究を行った結果、現行の都城市議会政務活動費使途基準等を全面的に改定し、政務活動費の手引き（案）(p. 9 「政務活動費の手引き（案）のポイント」参照) として取りまとめ、議長へ、平成 27 年 9 月 9 日に報告した。

なお、本件の「政務活動費の手引き（案）」については、平成 27 年 10 月 16 日の会派代表者会において、原案のとおり了承された。また、平成 27 年 11 月 4 日の同会において、「透明性の向上」を前倒しで実現するために、平成 27 年 4 月 1 日に遡って適用することが決定された。（別冊「政務活動費の手引き」参照）

(3) 議会基本条例の規定の実現・見直しについて

議会基本条例の規定の実現・見直しに係る議会運営委員会からの諮問に対し、反問、自由討議、政策討論会、政務活動費、議員定数及び議員報酬について、実施状況、効果、今後の課題及び改善見直し等の必要性の検証を行い、平成 27 年 6 月 5 日開催の議会運営委員会へ答申した。(p. 10 参照)

特に、「政策討論会」については、平成 27 年 7 月 16 日から 17 日までの先進地視察を含め、その実現に向け、鋭意、調査・研究を重ねた結果、「市政の課題解決のための条例の制定に向けた原案の作成に関することについて討議する場」と明確に位置づける『議員立法審議会』の設置のための議員立法審議会設置規程（案）(p. 13 参照) (p. 17 「議員立法審議会の実施フローズ（案）」参照) を立案した。

なお、「議員立法審議会」については、平成 27 年 11 月 17 日開催の議会運営委員会へ答申し、同日、原案のとおり了承された。

5 結 び

議会活性化に資する議会改革に終わりがないことは、自明のことである。

今回、本委員会は、付託事件の調査・研究の終了に伴い、その役割を終えることになるが、今後も、さまざまな形で、それぞれの委員が、議会改革を推進していくことを、本委員会の総意として確認したことを付記し、最終報告の結びとする。

參 考 資 料

委員会提出議案第1号

都城市議会議員定数条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び都城市議会規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成27年2月26日

提出者 議会改革特別委員会委員長 下山 隆史

都城市議会議長 永山透様

（提案理由）

議会改革特別委員会において適正な議員定数を調査・研究した結果、本市議会の議員定数を現在の34人から5人削減し、29人とするため、所要の条例の制定を行うものです。

都城市議会議員定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、
都城市議会議員の定数は、29 人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示さ
れる一般選挙から適用する。

（協議書の廃止）

2 都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町及び同郡高崎町
の廃置分合に伴い設置される都城市的議会の議員の定数に関する協議
書（平成 17 年 3 月 30 日都城市告示第 203 号、平成 17 年 3 月 22 日山之
口町告示第 12 号、平成 17 年 3 月 19 日高城町告示第 49 号、平成 17 年
3 月 18 日山田町告示第 20 号及び平成 17 年 3 月 23 日高崎町告示第 16
号）は、廃止する。

政務活動費の手引き（案）のポイント

使途基準の明確化

- ・ 使途基準の明確化と厳正化に資するため、「使途基準の運用指針」と「政務活動費を充てることができない経費」を明記
- ・ 按分の枠組みと上限率の見直し
 - ・ 会派控室以外で使用する備品購入費等について、4分の1から2分の1へ引き上げる一方、消耗品費は、10分の10から2分の1へ引き下げ
 - ・ 通信費について、現行のインターネット利用料の定額上限制3,780円から、多種多様な情報収集に対応するため、固定電話使用料、携帯電話使用料及びインターネット使用料の合算月額の2分の1の上限5,000円へ変更
- ・ 備品について、現行の指定備品制を廃し、情報機器の発展に対応するため、市の財務規則等を参考に、その定義の見直し
 - ・ 備品の定義を、「その形状又は性質を変えることなく比較的長期間（概ね1年以上）の使用又は保存に耐え得るもので、購入価格が10,000円以上（税込）のもの」とした
 - ・ 備品の管理を「備品一覧」をもって一元管理するため、現行の「備品管理表」を廃止
 - ・ 平成24年地方自治法改正に伴い新設された使途項目「要請・陳情活動費」について、その対象、手段及び目的等を明確にし、明記
- ・ 用務地が市内の場合の旅費について、調査旅費のみならず、研究研修費においても充当しないことを確認

透明性の向上

- ・ 領収書について、情報公開請求を経ず公表
 - ・ 閲覧しやすいよう、各種様式を改定・新設
 - ・ 「支払証明書」を廃し、領収書添付の厳格化
- ・ 視察報告書及び研修報告書について、インターネットで、隨時公開を明記

平成 27 年 5 月 8 日

答申者 議会改革特別委員会委員長 下山 隆史

議会運営委員会委員長 西川 洋史 様

議会基本条例の規定の実現・見直しに係る諮問事項について、別紙のとおり答申いたします。

別紙

項目	実施状況	効果	今後の課題及び改善見直し等の必要性	備考
1. 反問	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月定例会から実施 理事者が数回行使 	<ul style="list-style-type: none"> 質問の内容・争点の明確化 二元代表制の下、高い緊張感の保持に寄与 議員側が反間に応答できる調査をした上で質問するため、質問の内容が高度化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例第10条第2項第2号中の「議長の許可を得て」については、議長の議事整理権に基づく発言の許可であり、運用基準12(1)に規定する内容であれば議長の裁量の余地はないことを、確認されたたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 反問の時間について、一般質問制限時間(60分)に含むべきか否かについて協議した結果、現行どおり、一般質問制限時間に含むべきとの結論を得た。
2. 自由討議			<ul style="list-style-type: none"> 執行部から、議員の考えを直に聽けて参考になったとの話もあり、議案に関する問題点等の情報の共有に寄与 自由討議の内容が、表決時の貴重な参考意見となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部の退室について、委員長が臨機応変に対応するとともに、委員からの申し出にも、委員長が速やかに対応するよう周知されたい。
3. 政策討論会	未実施		<ul style="list-style-type: none"> 今後、先進地視察も含めて、調査・研究を行いたい。 	実現に向けて

項 目	実施状況	備 考
4. 政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・運用基準に掲げるものについては実施。 ・議会改革特別委員会に付託された事件のひとつが、「政務活動費の使途基準の見直し」であるため、現行の「都城市議会政務活動費使途基準」の見直し等を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用基準に掲げる公開（透明性の確保）について、領収書の写しについても、現行の収支報告書及び実績報告書と同様に、情報公開請求の手続を省略し閲覧可能とすべきとの方針決定を行った。なお、公開の方法は、領収書の写しについては、ホームページでの公開は行わず、文書閲覧とする。 ・上記の件については、現在検討中の使途基準の見直しと併せて、議会（議長）へ報告したい。
5. 議員定数	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革特別委員会に付託された事件のひとつとして調査・研究を行い、平成27年3月議会に、現在の定数34人から5人削減し29人とする「都城市議会議員定数条例の制定について」を委員会提出議案として提案し、平成27年2月26日に可決された。 	
6. 議員報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・類似団体の議員報酬等を調査・研究した上で、議員報酬については、市長の諮問機関である都城市特別職報酬等審議会に委ねるべきであることを確認した。

都城市議会議員立法審議会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号。以下「基本条例」という。）第16条の規定及び都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第163条第1項の規定に基づき設置される議員立法審議会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 議員立法審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市政の課題解決のための条例の制定に向けた原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げる業務に係る調査及び研究に関すること。

（設置）

第3条 交渉会派（基本条例第7条第1項に規定する会派で、3人以上の議員で構成するものをいう。以下同じ。）は、条例制定に向けた議題の提案（以下「政策提案等」という。）を行おうとするときは、当該会派（以下「政策提案会派」という。）の代表者が議員立法審議会議題提案書（別記様式）を議会運営委員長に提出するものとする。

- 2 議会運営委員長は、前項の提案書の提出があったときは、すみやかに議会運営委員会を招集し、その内容の是非を審査しなければならない。
- 3 議会運営委員会が提案書を審査した後に、政策提案会派を除いた2以上の交渉会派又は交渉団体（委員会委員選出に関する要項（平成25年12月18日議会運営委員会決定）のうち議会運営委員会の選出単位として届け出た2人以下の会派の連合体をいう。以下同じ。）の賛同を得られたときは、議員立法審議会を設置する。この場合において、同時に複数の議題が決定されたとき、又はすでに設置されている議員立法審議会の議題と異なる議題が決定されたときは、議題ごとに議員立法審議会を設置するものとする。
- 4 議員立法審議会が設置されたときは、全議員で構成する都城市議会議員立法審議会全体会（以下「全体会」という。）をあわせて設置する。
- 5 議員立法審議会の設置期間は、原則として設置した日から1年以内とする。

(組織)

第4条 議員立法審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 選出委員 交渉会派又は交渉団体から選出された議員

2 座長は、政策提案会派の選出委員をもって充てる。

3 副座長は、座長が委員の中から指名する。

4 書記は、座長が委員の中から指名する。

5 全体会に会長を置き、議長をもって充てる。

(職務)

第5条 座長は、議員立法審議会を主宰し、所掌事務を統括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、議員立法審議会の決定事項等を記録する。
- 4 選出委員は、座長の命を受け所掌事務を処理する。

(会議)

第6条 議員立法審議会の会議は、座長が招集し、議事を進行する。

- 2 全体会の会議（以下「全体会議」という。）は、会長が招集し、議事を進行する。
- 3 会議及び全体会議は、委員又は議員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議及び全体会議は、原則として公開とする。

(専門的意見等の聴き取り)

第7条 議員立法審議会は、必要があると認めるとときは、学識経験を有する者、市民団体及び関係職員等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(記録の作成)

第8条 会議及び全体会議の記録は、要点記録とする。

(庶務)

第9条 議員立法審議会の庶務は、議会事務局において処理する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年　月　日

議会運営委員会委員長 宛て

議員立法審議会議題提案書

会派名 _____

代表者名 _____

都城市議会議員立法審議会設置規程第3条第1項の規定により下記のとおり議題
を提出します。

記

1 議題の内容（具体的に記載すること）

2 提案理由（議題を提出するに至った経緯、背景等）

3 その他（関係資料等があれば併せて提出すること）

■議員立法審議会の実施フロー図（案）

